

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項第2号の規定に基づき、簡易公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成27年9月10日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

「平成の京町家」PRパンフレット作成業務

(2) 履行期限

契約の日から平成28年2月29日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

2 業務内容等説明書及び参加希望申出書の交付方法

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報『「平成の京町家」PRパンフレット作成業務委託に係る簡易公募型プロポーザルの実施について』からダウンロードし、A4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-1-0-0.html>

3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 本市の区域内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 当該業務と同種又は類似の業務に関する実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。

同種の業務：住宅の販売促進を目的としたパンフレット等冊子の作成業務

類似の業務：商品（住宅以外）の販売促進を目的としたパンフレット等冊子の作成業務

4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第1号様式）

イ 業務実績調書（要領第2号様式）

ウ 配置者調書（要領第3号様式）

(2) 提出期限

平成27年9月29日（火）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 提出場所

京都市都市計画局住宅室

住宅室受託候補者選定委員会事務局（住宅政策課調整管理担当）

郵便番号 604-8571

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

電話番号 075-222-3666

FAX 075-222-3526

(4) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

提出部数は1部（クリップ留め）とする。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、提出期限の日から休日を除く7日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

6 提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

提案書等（要領第4号様式から第7号様式まで）

見積書（要領第8号様式）

(2) 提案事項

以下2点の提案を行う。

ア 住宅の販売促進を目的としたパンフレットの作成に当たって、必要な事項

イ 「平成の京町家」のプロモーションや魅力発信を行うために、アピールすべき事項

(3) 提出期限

平成27年10月8日（木）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

4の(3)と同じとする。

(5) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

提出部数は、提案書等7部とし、6部は左上1箇所にはホッチキス留め、1部はクリップ留め、見積書1部とする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された提案書の評価により行う。

なお、「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という）の合計が、本評価点の最高得点（76点）の合計の1/2以下（38点以下）の場合、受託候補者に選定しない。

(2) 評価項目

ア 受託実績

(ア) 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績

(イ) 統括責任者の手持業務の件数

(ウ) 責任者の過去10年間の同種又は類似実績

(エ) 責任者の手持業務の件数

(オ) 担当者の過去10年間の同種又は類似実績

(カ) 担当者の手持業務の件数

イ 業務実施方針等

(ア) 業務の理解度

(イ) 業務実施方針の妥当性

(ウ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

(ア) 提案の的確性

(イ) 提案の独創性

(ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性

(エ) 見積価格

(3) 評価基準及び評価点

別表「評価基準及び評価点表」のとおりとする。

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については、提案書を提出した者に書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1) の通知を受領した日から休日を除く 7 日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く 7 日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとする。

別表（第10条関係）

評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
配置者 の資格 及び 実績等	統括責任者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4		
		A：同種5件以上 B：同種3件以上又は類似5件以上 C：同種1件以上又は類似3件以上 D：類似1件以上 E：なし ※同種実績は類似実績としてカウントすることができる。			
	統括責任者の 手持業務の件数	A B C D E	4		
		A：2件未満 B：2件 C：3件 D：4件 E：5件以上			
	責任者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4		
		※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績における 評価に同じ			
	責任者の 手持業務の件数	A B C D E	4		
		※統括責任者の手持業務の件数における評価に同じ			
担当者の 過去10年間の 同種又は類似実績	A B C D E	4			
	※統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績における 評価に同じ				
担当者の 手持業務の件数	A B C D E	4			
	※統括責任者の手持業務の件数における評価に同じ				
業務 実施 方針等	業務の理解度	A B C D E	1 2		
		A：非常によく理解している B：よく理解している C：普通 D：理解不足 E：理解していない			
	業務実施方針の 妥当性	A B C D E	1 2		
		A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分			
	業務実施手法の 妥当性	A B C D E	1 2		
		A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分			

評価項目		評価	配点	評価の 換算値	評価点
提案 事項等	提案の的確性	A B C D E	1 2		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の独創性	A B C D E	1 2		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の成果達成の 期待度・実現性	A B C D E	1 2		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	見積価格	A B C D E	4		
		A：最低金額以上， (最低金額+ (予定価格-最低金額) ×1/5) 未満 B：(最低金額+ (予定価格-最低金額) ×1/5) 以上， (最低金額+ (予定価格-最低金額) ×2/5) 未満 C：(最低金額+ (予定価格-最低金額) ×2/5) 以上， (最低金額+ (予定価格-最低金額) ×3/5) 未満 D：(最低金額+ (予定価格-最低金額) ×3/5) 以上， (最低金額+ (予定価格-最低金額) ×4/5) 未満 E：(最低金額+ (予定価格-最低金額) ×4/5) 以上， 予定価格以下			

備考1 「評価点」は、「配点」と「評価の換算値」の積とする。

2 「評価の換算値」は、「評価」を次のとおり換算する。

A=1, B=0.75, C=0.5, D=0.25, E=0

3 「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という。）の合計が、本評価点の最高得点の合計（76点）を2で除して得た点数（38点）を下回る場合にあっては、受託候補者に選定しない。

（都市計画局住宅室住宅政策課）